虹の架け橋

スクールソーシャルワーカー　川村　沙織

今回は「ひとり親家庭向けの支援と相談機関」についていくつかご紹介致します。より詳しい情報については、県が作成した「ひとり親家庭サポートガイドブック２０２５」県の HP をご覧ください。

✿母子父子寡婦福祉資金貸付✿

※「借受金」であるため、返済義務を伴う貸付制度です。

現に 20 歳未満の児童を扶養している母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦に対し、経済的自立と児童の福祉増進を図るために各種資金の貸付を行います。

◇申請手続　：必要

◇相談窓口　：地方福祉事務所（西北管内の場合：西北地方福祉事務所　０１７３－３５－２１５６）

◇資金の種類：☆就学支度資金　☆修学資金　☆修業資金　・技能習得資金　・就職支度資金　・生活資金
・住宅資金　等　☆印は無利子の資金。それ以外は低金利の貸付。

✿児童扶養手当✿

ひとり親家庭で児童を養育する方に対し、児童が１８歳に達した年度末まで支給されます。

◇申請手続：必要

◇相談窓口：市町村役場　福祉課

✿ひとり親家庭等医療費助成✿

ひとり親家庭の児童（18 歳の年度末まで）及びその親が医療機関で受診した際、医療保険法による医療費の自己負担額について、県と市町村が助成します。　※所得制限あり

◇申請手続：必要

◇相談窓口：市町村役場　福祉課

◇給付内容：【児童】　現物給付（「受給資格証」を提示することで自己負担なし）
【父または母】償還払い（一医療機関ごと 1,000 円の自己負担あり）

✿青森県母子寡婦福祉連合会✿

ひとり親家庭及び寡婦の相談に応じる機関です。

◇ひとり親家庭なんでもダイヤル(一般相談)

生活で困っている、制度について知りたいなど一般的な相談に応じます。

月・水・金　　８：３０～１７：１５　　火・木　８：３０～２０：００

第２・４日曜日　１０：００～１５：００　(祝祭日は除く)

◇無料法律相談　(専任の弁護士対応)

養育費や離婚、相続、その他法律関係の相談に応じます。

毎月第３木曜日　１６：００～１８：００　１人４０分　事前予約必要

◇心の相談　(専任の公認心理師対応)

生き方や、家族、職場の人間関係、子どもの学校のこと子育てなどで悩んでいる場合相談に応じます。

毎月第４日曜日　１２：３０～１４：３０　１日２名　事前予約必要

※すべて予約電話は　０１７－７７４－３７８０まで

✿スクールソーシャルワーカーから✿　～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～

① この先どうしたらいいのか、誰に相談したらいいのかなど困った場合、一人で悩まず、まずは学校(HR 担任・養護教諭など)にご相談ください。

② 学校だけでの対応が難しいと判断された場合は、必要に応じてスクールソーシャルワーカーが保護者又は生徒本人と面談を行います。

③ 状況に応じて、病院や関係する相談機関等の情報提供、および必要な関係機関へのご紹介をします。

④ 病院や相談機関等に行く場合、スクールソーシャルワーカーが同行することも可能です。